

令和3年度第1回 評価委員会説明資料



令和3年 6月 2日（水）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和2年度 農地中間管理事業評価方法等について（案）

令和3年 6月 2日
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社

【評価等の必要性及び根拠】

1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

【評価方法等】

1 考え方

前年度事業評価における意見に対する令和2年度取組状況及び令和2年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果並びに事業実績（数値）を踏まえた客観的な評価を行う。

2 評価項目

- ①基本スタンス（P 6～7 参照）
- ②推進体制（P 8～9 参照）
- ③推進方法（P 9～11 及び P 12～14 参照）
- ④事業実績（P 11 及び P 15 参照）

3 評価基準

上記2①～③は、令和2年度の実施状況を踏まえて評価する。

④については、令和元年度計画対比等により評価する。

・評価の目安（3段階）・・・A（70%以上）・B（69%～40%）・C（40%未満）

【実施状況に対する意見】

評価項目毎に必要と認める意見を頂く。（P 4 参照）

- ①基本スタンス
- ②推進体制
- ③推進方法
- ④事業実績（借入・貸付・管理・条件整備・貸付希望者リスト・借受希望者リスト）

【評価及び意見等取りまとめスケジュール】

(別紙「R3 評価・意見取りまとめスケジュール」参照願います。)

本日の評価委員会による報告・説明を受けて、各委員個別評価等実施を頂き、委員長等が取りまとめ、各委員へフィードバック確認・調整を経て決定する。

1 本日の評価委員会実施内容

- ①令和2年度事業評価方法等について（案）の協議
- ②機構からの実施状況等の報告・説明
- ③機構からの報告・説明に対する質疑応答
- ④評価・意見（本日可能な分）

2 各委員個別評価及び意見取りまとめ（委員会以外）

- ①機構より必要データメール提供（委員会終了後速やかに）
- ②評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ
- ③6月15日（火）まで機構提出（メール施行）
- ④機構による各委員評価・意見取りまとめ

3 委員長報告及び取りまとめ（委員会以外）

- ①機構による各委員評価・意見取りまとめの上委員長へ報告
- ②委員長による評価・意見取りまとめ

4 評価委員会「評価・意見」の決定及び各委員へ報告

- ①委員長と機構が各委員の評価・意見を調整後、正式「評価委員会評価・意見」決定（6月25日（金）目標）
- ②機構から正式「評価委員会評価・意見」を各委員へ報告

5 公社実績報告等と併せ県知事提出・公表（機構実施）

- ①令和3年 6月 末日（毎事業年度経過後3月以内）

以 上

6月				
DAY	対象者	区分	内容	備考
1 火				
2 水	委員 県 機構	R3第1回事業評価委員会	①R2事業評価方法等について（案）の協議 ②実施状況等の報告・説明 ③報告・説明に対する質疑応答 ④評価・意見（当日可能な分）	
3 木	機構	データ提供	機構より必要データを委員へメール提供	
	委員	評価・意見取りまとめ	評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ	
4 金				
5 土				
6 日				
7 月				
8 火				
9 水				
10 木				
11 金				
12 土				
13 日				
14 月				
15 火	委員	評価・意見取りまとめ期限	機構へ関連資料（評価・意見）を提出（メール施行）	
16 水	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ	
17 木	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ	
18 金	機構	委員長への報告	機構による各委員評価・意見取りまとめの上、委員長へ報告	
19 土				
20 日				
21 月	委員長	評価・意見取りまとめ	委員長による評価・意見取りまとめ	
22 火				
23 水	機構	委員長と調整	各委員の意見を取りまとめ	
24 木	機構	最終取りまとめ 各委員へ結果報告（メール施行）	正式「評価委員会評価・意見」の決定 正式「評価委員会評価・意見」を報告	
25 金	機構	県との調整	公社実績報告等と併せ、県知事提出・公表	
26 土				
27 日				
28 月				
29 火				
30 水				

令和2年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和3年 6月 日

評価委員名： ○ ○ ○ ○

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

2 推進体制

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

3 推進方法

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

4 事業実績

- ①機構借入関係
- ②機構貸付関係
- ③機構管理（実績無し）関係
- ④機構条件整備（実績無し）関係
- ⑤貸付希望者リスト掲載関係
- ⑥借受希望者リスト掲載関係

令和元年度

農地中間管理事業実施状況に関する意見について

(R2事業評価にあたっての前年度意見に対してのR2取組状況追加)

令和3年 6月 2日 (水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和元年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和 3 年 6 月 2 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

農地集積の問題は、土地問題にとどまらず、今後の地域農業の振興と農村の維持・活性化を、誰が、どういう体制で担っていくかという課題と密接に関わる重要な課題である。宮城県は、市町村、宮城県農地中間管理機構、農協等の関係機関、関係団体と連携を密にしながら当該事業を進めており、この点は高く評価できる。今後は、地域に担い手がいない場合の外部人材の活用を含め、これまでの実績と課題を明確にして、農地中間管理事業の役割を、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に位置付けていただきたい。

【県】

- 令和元年度の農地中間管理事業の実績は 1,289ha で全国 10 位、平成 26 年度以降の累計面積では全国 6 位となっている。また、2020 年農林業センサス（確定）によれば、県内の法人経営体の増加率が全国及び東北平均を大きく上回っているほか、経営規模別の経営耕地面積集積割合では、10ha 以上の農業経営体が全体の 48.5% を占め、前回から大幅に増加するなど、担い手の法人化や規模拡大が進んでいる。
- 一方で、令和元年度末における担い手への農地集積面積全体では、前年度末から 0.3% の微増にとどまっている。その背景として、担い手の高齢化の進行のほか、一部の集落営農組織において、法人化の見極めによる解散事例などもある。
- こうした状況を踏まえ、令和 3 年 3 月に策定した「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、農地の受け手となる新たな担い手組織の育成や集落営農組織の法人化を支援し、経営の高度化・安定化等を図るほか、大規模経営体だけでなく、新規就農者、女性農業者、外国人材等も含め、多様な人材の育成・支援を行うことで、みやぎの農業を支える経営体を確保していく。また、農地中間管理事業等を活用し、人・農地プランの実質化及び実質化したプランの実践を支援していくことで、担い手への農地の集積・集約化を推進していくことにしている。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構は、当該事業の推進機関として市町村や関係団体等に出向き事業の説明を行うなど積極的に事業の推進に努め、借入・転貸面積等で実績を上げるとともに、地域や農業者の実情に応じて受け手要件や賃貸借期間の見直し等を積極的に行っており、基本スタンスは高く評価できる。

【公社】

- ・コロナ禍の影響で会合自粛の地域が多い中、市町村・地元協議会等からの派遣要請に基づき、人・農地プランの実質化とバンク事業量拡大に向け推進を行った。
(R2 借入実績：1,397ha (前年比 121%)、R2 転貸実績：1,949ha (前年比 151%))
また、実質化されたプラン（88 プラン R2 年 3 月現在）を県から提供いただき、担当地域別に内容確認と共に情報共有し事業推進を行った。
- ・担い手要件、賃貸借期間の変更による機構転貸の状況は、円滑化事業からの鞍替えや、認定農業者のいない地域での活用により、転貸実績が約 600ha 増加した。
また、事務の簡素化を目的とした「集積計画一括方式」についても定着しつつある。
なお、受け手変更を除く新規契約は、全て一括方式の導入を指導している。
- ・創設 2 年目となる公社単独事業「担い手集積支援事業」は、「地域タイプ」話合いの経費支援（助成金）は 4 件 2 団体に交付、「集積タイプ」5ha 以上の機構転貸者に対する助成金は、59 経営体（10 万円/経営体）に交付。今後もバンク事業活用の一つのインセンティブとして市町村等巡回時や地域に入り事業啓発する。

③ その他

今後は平坦部と中山間地域、都市近郊での営農がこれまで以上に多様化していくと想定されるので、県にはそこでの営農モデルのビジョンを示していただきたい。併せて、それぞれの地域での兼業農家の役割と位置づけを示していただきたい。

【県】

- ・「第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、農業及び農村の将来像を示し、平坦部や中山間地における「先進技術を活用した農業生産の効率化と高度化」、「基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化」、「地域資源を活用した多様ななりわいの創出」などの取組を進めるほか、次代の人材育成に向け、意欲ある中小の家族経営体等も含め多様な人材を育成することで、地域農業の中心となる経営体を確保することとしている。
- ・農業経営基盤強化促進法の都道府県方針を改定（令和 3 年 4 月 1 日公告）し、規模別、部門別、経営形態別の営農類型指標の見直しを行っており、これらの情報を提示・活用しながら、地域の実情に応じた営農モデル構築を支援していく。

2 推進体制

① 宮城県

宮城県は、農地中間管理事業を推進するために、地方推進本部を設置し、地域の実情を踏まえるとともに集会等にも参加しながら指導および調整に取り組んでいること、また、関係機関と連携した農業経営相談所を設置して、農業者の多様な相談に応じていることは評価できる。

併せて、宮城県は現在、市町村と連携して人・農地プランの実質化を推進しているが、実質化された結果が現実的なものとなるように農政部の総力を挙げて注力していただきたい。

【県】

- ・宮城県農地集積推進本部では、県推進本部及び地方推進本部の担当職員等を参集範囲とする「農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議」を開催し、県庁関係課室及び各地方振興事務所の担当職員等が一堂に会し、情報共有や事業推進に向けた意見交換等を行った。（6/12、11/20、3/8 開催）
- ・人・農地プランの実質化に当たっては、コロナ禍の影響により、多くの市町村で計画どおりに話し合いが進められない状況にあったが、令和2年度は54区域の実質化に至った。令和3年度は残り66区域の実質化に向けて、県推進本部、地方推進本部そして関係機関が一体となって支援していく。
(対象区域数：213区域、うち実質化した区域数147区域)
- ・実質化された人・農地プランの実現に向けては、引き続き、農業経営相談所等の関係機関や関係課室と連携し、中心経営体に位置付けられた担い手の育成に努めるとともに、関係課室が所管する事業を効果的に活用しながら、プランの実現に向けて支援していく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

地域に精通した役場、農協、土地改良区のOB職員を地域コーディネーター（CD）として登録し、地域の農業者と協議しながら、地域の実態に即した対応をしている点は評価できる。この点から、今後の農地の集積や集約がスピード感を持って適切に進展するかどうかは、CDがこれまで以上に地域に深く入り込み、出し手や受け手の本音を引き出せるかどうかにかかっていると思われる。このため、CDがこれまで取り組んできた良い事例や失敗した事例などを関係者で情報共有するとともに、さらなるモチベーションの向上につながる工夫も必要になると思われる。併せて、農業収益は川下にある流通構造の消費動向の変化によって変動することから、今後は流通事業者等の意見も反映される仕組みが必要と思われる。

【公社】

- ・地域CDは県内7圏域を14名体制で事業推進しているが、これまで以上に地域に深く入るため、地域CD各々がこれまでの活動を振り返り、成功事例と失敗事例を取りまとめ、関係者で情報共有し推進活動に活かしてきた。なお、空白となっていた亘理地域の地域CDの配置換えを行い、推進体制の強化を行った。
- ・流通事業者等との関わりについては、8月27日に開催した「担い手農業者組織等事業連携協定」に係る連携推進会議で、(株)一ノ蔵より企業としての米造りへの参入や、一般の等級とは違う酒米として求められる品質など御意見をいただいた。今後も機会を見つけて流通事業者等の方々と情報交換していきたい。

③ その他

地域農業の明日を考えるシンポジウム等の開催については評価できる。

【公社】

- ・R2年度は、「未来へつなぐ宮城の農業～集落営農の広域化・多角化と地域連携～」を仮テーマに企画したが、コロナ禍の影響により、開催は見送りとした。R3年度開催に向け、コロナ状況を見ながら検討していく。

3 推進方法

① 宮城県

「人・農地プラン」の実質化で重要な点は、地域の農業者が、当該地区の農業の将来、集落の在り方、農地管理の方法等について、共通の認識を持つことかどうかということである。このため県には、将来の方向性や実現のための具体的な施策や事業を示すなど、関係者が共通の将来像を持てるように、積極的にその役割を果たしていただきたい。

【県】

- ・宮城県農地集積推進本部・地方推進本部合同会議や、農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議を通じて、人・農地プランの実質化を支援する立場の県、機関、農業会議、JAグループなど関係機関が情報共有等を図っている。また、地方推進本部においても、地域の状況に応じてプランを推進するために、管内市町村、関係機関等が集まり、情報共有や意見交換を行った。
- ・令和2年度の新たな取組として、各圏域に「人・農地プランの実質化の進捗と一体となって農地集積を推進する地区」(推進地区)を設定。当該地区に積極的に支援を行い、7地区のうち5地区で実質化に至っており、周辺地区への普及による取組推進を図っている。(設定時 実質化済1 未実質化6 → 令和2年度末 実質化済6 未実質化1)

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地中間管理機構は、集会等への地域コーディネーター派遣、シンポジウム開催による優良事例の紹介、事業の実務的な指導などを積極的に行い、当該事業の推進に努力しており、今後も継続的な取組みを期待したい。その一方で、中山間地域等の条件不利地域では今後、受け手が不在の農地が多くなると予想される。受け手と出し手のマッチングが難しい農地の活用や管理のあり方については全国的な課題と思われる所以、国を巻き込んだ検討が必要と思われる。このほかに、作業受委託の契約が慣習的に継続している農地も少なくないと言われており、「人・農地プラン」の実質化の中で、地域コーディネーターを中心にその妥当性を検討することも必要と思われる。

【公社】

- ・担当者会議を7/29に開催し、R2実施方針や法改正への対応状況（一括承継等）を周知済み。一括承継については、角田市公社と手続きの調整を行った。JAとの調整は、中央会を通して一層連携強化を図った。
- ・農地利用最適化推進委員等の連携については、9/2・9/3に800人規模、3/5に500人規模の研修会の場で講師としてバンク事業との連携活動についてPRを行った。
- ・担い手組織（法人協会、認定農業者協議会等）とは、連携協定に基づく連携推進会議を8/27に開催し、意見交換を行った。
- ・中山間地域における事業推進については、10/22開催の国とのヒアリングの場で、人・農地プランの話合いの過程で、条件不利地の改善手段として、農地中間管理機構関連農地整備事業（現在、県内4ヶ所で実施）や、新たな手法として小規模での農地耕作条件改善事業と農地集積を合わせた機構パッケージ型支援等により事業推進することで意見交換を行った。
- ・農作業受委託の妥当性については、今後出し手と担い手からメリット・デメリット等を聞き取り、対応を練る考えで進めている。また、特定農作業受委託契約から機構事業への切り替えを推進するため、隨時、軽減税率制度による担い手の影響（事務処理状況等）について、担い手から情報収集している。

③ その他

これから農地中間管理事業の推進を考えるにあたっては、次の2点に留意する必要があると思われる。

一つは、日本人の食生活の変化と国内市場の縮小および海外需要の拡大を考慮すると、今後の農産物の生産・販売の拡大には、流通業、食品加工業、外食産業との連携が一層重要になってくると考えられる。このため、各地域の農業の将来像を考えるにあたっては、関連する民間経済人の参加が不可欠と思われる。

もう一つは、宮城県の農村は少子高齢化の問題に直面しており、地域農業の振興や農村の維持・活性化には後継者や新規就農者の確保・育成が不可欠である。このため、就農者の確保に向けた関係機関や関連団体との取組とともに、新規就農者の受け皿づくりと地域として受け入れる環境づくりも不可欠と思われる。

【県】

- ・第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画においては、社会の変化に対応し、生産から消費までをつなぐ各産業の連携によるバリューチェーンの構築を進めることとしており、県産業振興審議会の商工業部会委員の意見も伺いながら作業を進めた。地方推進本部等を通じ、先ずは、こうした内容を情報発信しながら、地域における農業の将来像の検討を支援している。
- ・新規就農者の受け皿づくりについては、県内の新規就農者の約6割が農業法人等への雇用就農である実情を踏まえ、宮城県経営相談所等の関係機関と連携しながら雇用就農先となる農業法人の経営高度化・安定化に向けた支援を行うとともに、就農相談会等を通じた農業法人とのマッチング支援を行っている。また、新規就農者の定着促進を図るため、みやぎ農業未来塾の開催や、農業士など地域の担い手農業者の協力を得てマンツーマンサポート事業を展開するなど、就農準備から定着まで一貫した支援に取り組んでいる。

4 事業実績

- ① 機構借入関係 評価 C
- ② 機構貸付関係 評価 C
- ③ 機構管理（実績無し）関係 評価対象外
- ④ 機構条件整備（実績無し）関係 評価対象外
- ⑤ 貸付希望者リスト掲載関係 評価 C
- ⑥ 借受希望者リスト掲載関係 評価 B

設定されている評価基準に従うと、事業実績の評価は上記の結果とならざるを得ない。しかし令和元年度は、10月に台風19号の襲来により宮城県内では壊滅的な被害を受けた地域や農地が数多くあり、被災市町村や農協、土地改良区などはその復旧作業や関連する行政対応等を優先せざるを得ず、農地中間管理事業に注力できる人的資源や時間、機会はきわめて限定的であった。上記の結果については、この点を充分に考慮に入れて考察する必要がある。

令和2年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果

令和3年 6月 2日（水）
宮城県
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和2年度の取組方針に対する取組結果は以下のとおりです。

①「人・農地プラン」との一体的推進（継続）

【県】

- 「人・農地プラン」の実質化に向けた市町村を中心とした推進体制の再構築による取組の推進及び地域の話し合い等への支援
- 農業委員会が行う農地所有者等に対する意向把握や地域の話し合いへの参加などの進捗確認及び活動を促進するための支援

（取組結果）

- 地域の話し合いの場への機構C Dの積極的な参画を図った。
- 地方推進本部の呼びかけにより、関係機関の連携体制のもと、定期的な情報共有や実質化の進捗管理、地域の話し合いへの場へ積極的に参画し実質化を支援した。
- 農業会議主催の会議・研修会において、人・農地プランの実質化における他県事例の紹介などを行った。

対象区域数 213区域 うち実質化した区域数 147区域 残り 66区域

【公社】

- 人・農地プランの実質化に向けた取組を推進するため、県・市町村・農業委員会等と連携し、地域内の話合の機会の誘導
- 集落単位等の話合には農業委員・農地利用最適化推進委員・機構地域コーディネーター等の参加も働きかけ
- 話合の場で、農地集積の有効手段の一つとして、農地中間管理事業の活用を積極的に推進
- 機構手数料を活用し、集落単位等の話し合い経費を支援

（取組結果）

- コロナ禍の影響で会合自粛の地域が多い中、市町村・地元協議会等からの派遣要請に基づき、プランの実質化と事業量拡大に向け推進を行った。登米市においては、人・農地プラン実質化推進会議の委員として、作業部会の会員として地域C D等が話合の場に参加した。
- 実質化されたプラン（88プランR2年3月現在）を県から提供いただき、担当地域に内容確認と共に情報共有し事業推進を行った。
- 公社単独事業「担い手集積支援事業」により、「地域タイプ」話合の経費支援（助成金）は、4件4団体に交付済み。

②市町村・農業委員会・JA・土地改良区及び担い手組織との連携強化（継続）

【県】

- 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手組織との定期的な情報交換の実施
- 農地利用最適化推進委員と機構コーディネーターの活動状況等の情報共有
- 農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有

（取組結果）

- 県農地集積推進チーリダーミーティング等にJA中央会・土地連等を参集し共有を図った。
チームリーダー会議3回（6・11・3月）
- 地方推進本部においてJA・土地改良区との連携を強化し、定期的な情報交換を行った。
- 機構主催の担い手組織との情報交換会において、農業法人協会、認定農業者連絡協議会、宮城県4Hクラブ連絡協議会等と情報交換を行った。

【公社】

- 市町村、農業委員会、JA、土地改良区及び担い手組織との定期的な情報交換の実施
- 農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等について相互に情報共有
- 農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有
- 円滑化事業との統合一体化に対する適切な対応

(取組結果)

- 担当者会議を7/29に開催し、R2実施方針や法改正への対応状況（一括承継等）を周知。一括承継への取組は、角田市公社と手続きの調整を行い方向性（スケジュール等）を示した。JAとの調整は、中央会を通して連携強化を図ったが、具体具体的には次年度再調整を行うが、契約期間満了により、順次、農地中間管理事業への鞍替えが進んでいる。
- 農地利用最適化推進委員等との連携状況については、9/2・9/3に800人規模、3/5に500人規模の研修会の場で機構事業との連携活動についてPRを行った。
- 担い手組織（法人協会等）とは、連携協定に基づく連携推進会議を8/20に開催し意見交換を行った。

③農地の集積・集約化の推進（継続）

【県】

- 農地の集積・集約化に取り組む地区における集積・集約化の推進
- 機構集積協力金を活用した機構事業のさらなる推進
- 円滑化事業との統合一体化に対する適切な対応
- 受け手となる担い手の経営発展支援

(取組結果)

- 集落営農法人の法人化支援や高収益作物の導入における試験栽培、規模拡大による経営安定化支援など、農地の受け手となる担い手の経営発展支援を行った。
 - 重点実施地区、県モデル地区における集積状況の把握とさらなる集積の推進を働きかけた。
 - 各地方推進本部で推進地区を設定し、今年度は人・農地プランの実質化に重点的に取り組んだ。
- 設定時（実質化済1、未実施化6）⇒実績（実質化済6、未実施化1）

【公社】

- 圏域毎に定めた集約化推進地区における取り組みの重点化
- 機構集積協力金制度の周知及び機構手数料を活用した集約化の促進
- 地域農業の担い手確保・育成

(取組結果)

- 農業委員や担い手農業者等を対象とした各種研修会の場や市町村等巡回時に、担い手集積支援事業のパンフレットを配布し、機構集積協力金との併用について事業啓発を行った。
- 担い手集積支援事業については、「集積タイプ」は59経営体に助成金（10万円/経営体）を3月に交付。モデル推進地区の角田市西根地区においては、昨年度に引き続き担い手協議会を中心に農地シャッフル活動を行った。
- 県担い手協議会により、6集落営農組織に対し、法人化指導を行った。

④農地整備事業との連携強化（継続）

【県】

- 農地整備事業実施地区及び計画地区における機構事業活用の推進

(取組結果)

- 各地方本部において、農業農村整備部との定期的な情報交換等により、農地整備事業の構想・計画段階から地域に入り、中間管理事業の活用を呼びかけた。
- 重点実施地区、県モデル地区における集積状況の把握とさらなる集積の推進を働きかけた。

【公社】

- 農地整備事業計画地区に係る重点実施区域の設定
- 農地整備実施中の地区における機構事業の活用推進
- 農地整備事業の構想段階・調査計画段階における地区情報の共有化と機構事業制度の周知
- 農地整備地区の換地に伴う円滑な契約変更（地番・面積・賃料）手続きの推進
- 基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地のハード（暗渠排水工事、農地耕作条件改善事業等）とソフト（農地中間管理事業等）を一体的に進める「機構パッケージ型支援」の推進

(取組結果)

- 機構パッケージ型支援(ソフトとハードを一体的に推進)については、R4実施に向け、地域CD(栗原圏域)を中心に地区の掘り起こしに重点を置いて活動を行った。農業競争力強化農地整備事業等との連携強化も地区推進員等が参加する各種会議の場で隨時事業PRを行った。
- 特定農作業受委託契約から機構事業への切り替えを推進するため、隨時、軽減税率制度による担い手の影響（事務処理状況等）について、担い手から情報収集し、情報提供を行った。
- 農地整備事業地区の換地に伴う契約変更（地番・面積・賃料）手続きについて、円滑に推進できるよう関係市町村と協議を行った。

⑤中山間地域における推進（継続）

【県】

- 中山間地域における営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）と機構事業の活用との一体的推進
- 遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化

(取組結果)

- 地域に対して、中山間地域でも活用しやすい農地整備事業等と合わせた農地中間管理事業活用を積極的に呼びかけた。

【公社】

- 中山間地域における営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）と機構事業の活用との一体的推進
- 経営規模の大小に係わらない担い手の確保・育成による地域農業の安定化
- 地域社会の維持に重要な中小経営体を中山間地域の担い手として事業推進
- 農地や水路等の地域資源の維持・保全活動との連携

(取組結果)

- 担い手要件の緩和（地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者も対象）を行ったが、市町村の斡旋基準等に合致しないケースもある。今後、地域での理解を深めながら進めていきたい。
- 機構事業の活用と営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）との一体的推進についてPRを行った。（機構パッケージ型支援）

**令和2年度 宮城県農地中間管理事業評価委員会評価
事業実績(数値)**

評価基準 : A (70%以上) B (69%~40%) C (40%未満)

1 機構借入(利用集積)

単位: 件・ha・%				
	件数	面積	1件あたり面積	参考: R3耕作対象面積
計画	8,500	4,250	0.5	4,250
実績	2,051	1,396	0.7	1,855
計画対比(実績/計画)	24	33	136	44

評価委員会の事業評価	参考 機構評価
	B
	B
	A
	評価 対象外
	C
	B

2 機構貸付(利用集積+利用配分)

単位: 件・ha・%				
	件数	面積	1件あたり面積	参考: R3耕作対象面積
計画	4,250	4,250	1.0	4,250
実績	2,179	1,949	0.9	2,422
計画対比(実績/計画)	51	46	89	57

3 機構管理(貸付先未定に伴う管理)

単位: 件・ha・%			
	件数	面積	1件あたり面積
計画	4	2	0.5
実績	4	2	0.5
計画対比(実績/計画)	100	100	—

4 機構条件整備(貸付のための条件整備)

単位: 件・ha・%			
	件数	面積	1件あたり面積
計画	—	—	—
実績	—	—	—
計画対比(実績/計画)	—	—	—

5 農地貸付希望者申込状況

単位: 数・ha・%					
	人数	面積	1人あたり面積	参考: 市町村数	参考: 区域数
計画	—	4,250	—	—	—
実績	2,369	1,460	0.6	29	53
計画対比(実績/計画)	—	34	—	—	—

6-1 農地借受希望者募集状況

単位: 数・%			
	実施市町村数	実施区域数	実施回数
計画	33	83	4
実績	33	75	4
計画対比(実績/計画)	100	90	100

6-2 農地借受希望者応募状況

単位: 数・ha・%				
	経営体数	面積	1件あたり面積	参考: 申込数
計画	—	—	—	—
実績(累計)	4,409	41,101	9.3	4,946
計画対比(実績/計画)	—	—	—	—

※経営体数(4,409) / 認定農業者数(6,279) = 70.2% 自動更新申請であり累計数となる。

※申込面積(41,101ha) / 耕地面積(129,655ha) = 31.7%

※申込に占める法人割合 経営体数500(11%) 面積19,420ha(47.2%)